

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年5月17日（月）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之・16 中谷 秀也
18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野たつ子・24 前田 孝幸

以上8名

欠席委員 7 森 哲也・17 西森 偉統

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：瀬田担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 16 中谷 秀也・22 中野 たつ子

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（使用貸借）
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第5回第2農地部会を開会いたします。
 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
 本日の欠席は7番 森 哲也委員、17番 西森 偉統委員の2名で出席委員数は8名でございます。
 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 16番 中谷 秀也委員、22番 中野 たつ子委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
 それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から8で、件数は8件、合計面積は田で28,122㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから3ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から7で、合計件数は7件、合計面積は20,584.73㎡で、その内訳は田が17,135㎡、畑が3,449.73㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 4ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
 番号1および4、駐車場用地
 番号2および3、事業所用地
 番号5、一般個人住宅用地
 でございます。
 以上、件数は5件、合計面積は畑で2,862㎡でございます。
- 5ページをお願いいたします。
 報告第4号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。
 番号1、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻・麦・大豆・野菜、耕作面積 田 143ha、畑 8ha、合計面積 151ha。
 以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議案書の6ページをお願いします。
議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 戸木町焼野 _____、台帳地目 畑、現況地目 畑・雑種地、面積 470㎡。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
申請人が、自身が所有する重機等を利用して転用し、その後、中古車販売業を営む者に、事業用の駐車場用地として賃貸する計画です。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気野登瀬 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 1,309㎡ 外2筆、合計面積 1,545㎡。
これにつきましては、申請地を山林とするものです。
昭和40年ごろ、耕作廃止により植林し、また一部は竹林化した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で2,015㎡でございます。
この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いません。
1番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。7日の日に現地を見て参りました。地元推進委員、農業委員の諸戸さん、森さん、中野さん、私と事務局で見て参りました。場所は _____ の入り口、国道165号線沿いの50メートルぐらいのところ。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長

2番、下多気。

結城委員

18番、結城です。2番下多気について報告します。7日に地元推進委員、

事務局とで現地を確認いたしました。畑として使用しなくなり、長年放置されていた状態のため、植林した。_____の土地は、長年放っておいたため、竹林と自然林になったためとしています。始末書、写真の通りです。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 7ページをお願いします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町稲葉山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 311㎡の内273.95㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とすることを目的に、令和3年2月17日付けにて許可を受けましたが、分筆登記による面積変更のため、許可の取消願いが提出されております。

なお、議案第4号 番号1において、変更した面積での再度の許可申請がなされております。

以上、件数は1件、合計面積は畑で273.95㎡でございます。

以上で説明終わります。
ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

事 務 局 久居事務局です。5月7日金曜日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いまして、場所は_____から西へ300メートルほど行った所で、273.95㎡から277㎡に変更になったため、取消願いを出し、この後の、議案第4号の1で、正しい面積に申請されていますので、特に問題は無いと森委員から聞いております。以上です。

議長 ありがとうございます。説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については承認することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 戸木町西鼓_____、台帳地目・現況地目とも田、
面積 81㎡ 外1筆、合計面積 1,260㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、558.72㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 戸木町南羽野_____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 664㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、372.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 戸木町東羽野_____、台帳地目・現況地目とも畑、
面積 423㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、217.28㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.

4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 合資会社 _____ 代表社員 _____、申請地 久居明神町風早____
____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 206㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を肥料販売所用地、事務所用地とするものです。

申請地は市街化調整区域であるため、都市計画法第43条の建築許可と同時の許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 庄
田町若林____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 562㎡ 外3筆、合
計面積 1,210㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町小山中野____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積317㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

受人は、申請地からごく近くで建設業を営んでおり、申請地を、レンタル用仮設トイレ、その他仮設の機械等を置くための資材置場として利用する計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高岡、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 一志町高野道正____、台帳地目・現況
地目とも畑、面積 1,038㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、488.88㎡、パネルの設置率は、転用面積の47.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町岡
八千代垣内____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 171㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭用地、カーポート用地とするものです。

受人は、隣地の宅地も購入し、全体を住宅敷地として一体的に利用する計画です。渡人が申請地の一部をカーポート用地として既に利用していた旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 石名原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町石名原姉垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 267㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭用地とするものです。

昭和30年ごろ、渡人の父が住宅建築の際に、庭として工事し、以降現在の用途で利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は5,556㎡で、その内訳は田が1,466㎡、畑が4,090㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番から4番まで。

田口委員 6番、田口です。7日に見て参りました。1番については地元推進委員、諸戸部会長、中野委員、森委員、久居事務局で見て参りました。これは_____の直ぐ北、_____の入り口の信号の端です。
2番はもう少し南にございます。4番は_____の直ぐ西、約50メートルのところ、事務局説明通りでございます。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 5番、申し上げます。

事務局 久居事務局です。5月7日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。場所は庄田町の_____から北に100メートルほど行った所です。
譲受人は太陽光発電施設用地とすることで、特に問題ないと森委員から聞いております。よろしく申し上げます。

議長 6番、申し上げます。

宮本委員 14番、宮本です。7日に守山会長と、地元推進委員、事務局2名と立ち会いました。_____という建設業をやっている人の近くで、荒れとるところで、

事務局説明通りですので問題ないと思います。

議 長 7番もお願いします。

宮本委員 14番、宮本です。7番は諸戸部会長、守山会長、地元推進委員と色々話したのですが、問題ないように思います。事務局の説明通りよろしくをお願いします。

議 長 8番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。7日の日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山総合支所の担当と確認して参りました。場所は_____から西へ300メートルほど、国道の直ぐ北側です。事務局説明通り、畑にカーポートが作られています。渡人から始末書も出ており問題ないかと思ひます。

議 長 ありがとうございます。9番、お願いします。

結城委員 9番、結城です。石名原について、7日の日に地元推進委員、事務局で現地確認いたしました。庭として利用しており、隣地の建物とともに売買を行う。渡人が遠方に住んでおり、管理が困難なため譲渡するというごひごひです。始末書、写真も添付されています。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がごひごひでしたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ごひごひませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思ひます。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、ごひごひです。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 稲葉町稲葉山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 277㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。
議案第2号の案件で、分筆後の登記面積が、当初の許可申請面積と異なる結果となったため、改めて許可申請するものです。

以上、件数は1件、合計面積は畑で277㎡でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いません。

事務局 久居事務局です。5月7日金曜日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地確認を行いました。先ほどの議案第2号で許可取消願いが出され、再度、正しい面積で許可申請を出されたので、使用借人の居宅として使用する計画で、専用面積が変わる以外は特に変更点もないため、問題は無いと森委員から聞いております。以上です。

議 長 皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で59,512㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,947㎡、契約件数は20件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で62,970㎡、契約件数は28件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で20,753㎡、契約件数は6件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で9,998㎡、契約件数は6件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて153,233㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて3,947㎡、合計契約件数は60件、合計面積は157,180㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区7件、一志地区19件、白山地区4件、美杉地区4件で、合計34件、合計面積は88,106㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で56.7%、面積で56.1%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、最初にご審議をお願いします。

整理番号23ほか3件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この4件について皆さんいかがですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました4件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第5回第2農地部会を閉会します。

午後2時24分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

令和3年5月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____